

(仮称)四万十町人権尊重のまちづくり条例案(たたき台)について

今日のコロナ禍、また貧困と格差が深刻化するなか、町民の誰もが、日々生活していく生活の基盤を安定させ、安心して暮らしたいと願っております。

健康不安や安全面での心配、失業、貧困など生きることそのもの、すなわち町民一人ひとりの基本的な人権が脅かされています。生産や生活が安定し、生活の安全が守られ、また医療・介護など安心してかかることができること、働く場があり働く人たちの権利が平等に保障され、かつ自由にものが言え、誰もが平等で、人間的連帯と交流が育まれ、個人の尊厳が守られ、平和なうちに暮らすことができる社会、一人一人の基本的な人権が尊重され、くらしの中に憲法が生かされていくことが願いとなっております。地域社会においてすべての町民に日本国憲法の人権規定からの光があてられる必要があります、このことが切実なものとなっています。

こうした町民の置かれている状況と現実を無視し、町内における人権侵害事案や人権侵害の実態のデータも示さず、町民の心の持ち方の問題、人権意識の有り様を問題としたこの度の「(仮称)四万十町人権尊重のまちづくり条例案(たたき台)」(「町人権条例(案)」)について、役員会で別紙のように修正を試みましたが、検討した結果以下の理由で条例としてふさわしくないとの結論に至りましたので、ご報告致します。

今後とも、条例に頼らず、共に自由な意見交換ができる環境づくりを大切にして、本町における人権と福祉の町づくりを更に進め合っていきたいと思っております。

2021年1月27日

四万十町人権教育研究協議会窪川支部役員会

記

一 必要性や正当性を根拠づける立法事実が示されていない

立法事実を説明すべき『(前文)』には、町における人権侵害の実態についての社会的な調査に基づくデータが記載されていません。

また、町として、「人と人とのつながりや心の豊かさを大切にし、人と自然が共生するまちづくりをすすめてきました」とありますが、なぜ今回条例をあえて制定しなければならないのかの説明もありません。

立法事実とは何か

1. 地方自治体は、住民の福利を実現する条件を整備するために、法律の範囲内で地域に根ざすべき自治立法である条例を制定することができます。その際、なぜ条例を制定してまで対応する必要があるか、またそれが正当か、について町民に対する説明責任を果たすため、説得力のある立法事実と説明が求められます。町民に対して条例の目的と手段を説明する責任があり、その条例の必要性や正当性を根拠づける立法事実が必要です。

2. 立法事実とは、条例のない状況下で自治体が行い取り組んで来た対策とその限界(含む法的限界)並びに解決する課題、条例の目的と手段を基礎づける社会的な事実(社会的な調査に基づくデータ、町民の意識などを含む科学的な知見等)、及び憲法の要請を踏まえていることの説明等をいいます。合理性のある立法事実は条例の成立を支えるとともに、その存続をも支えます。

二 町行政が町民の内心の自由に踏み込むことがあってはならない

町人権条例(案)の最大の問題点は、人権侵犯事案や人権侵害の立法事実を示すことなく、第1条の(目的)で「(町民の)人権意識の高揚を図るため」とし、第4条の(町の責務)では「町(行政)は町民の人権尊重の意識の高揚に努める」としていることです。町行政が町民の心の持ち方の問題、「認識や意識」(内心にかかわる問題)に踏み込み、憲法が保障する思想・良心の自由、内心の自由を侵害するものとなっています。近代法で規制することができるのは、外に現れた行動が人を傷つける場合のみです。むしろ、町行政の役割は町民一人一人の自由権、平等権、生存権、社会権などの諸権利を保障し、その条件を整備することにあります。

三 人権を町民の心の問題(人権意識の問題、人権尊重の意識の問題)に矮小化

人権とは日本国憲法が保障する基本的人権のことであり、町民一人ひとりの自由権、平等権、生存権や社会権などの諸権利の具体的内容を拡充・発展させることが今日的課題であります。町人権条例(案)は、第1条(目的)において町民一人ひとりの心の持ち方の問題(人権意識の高揚を図る)、結果として町民間の問題(差別の問題、人権の問題)に矮小化するものです。

四 「人権」(人権条例)の名のもとに、町民の発言や行動が押さえられかねない危険性

1 第5条(町民の役割)では、「町民は、人権尊重の意識の高揚に努めるとともに町が実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする」とあります。町行政の役割は町民の権利保障とその条件整備にあります。町民に対して人権擁護の役割<責任>、「人権意識の高揚」を求めること自体、本末転倒なことです。

2 町民には町の施策に対して異なる意見を持つ自由や批判する自由があります。それが憲法が定める思想信条の自由であります。自由な意見交換ができる環境づくりが不可欠です。すべての権利実現の土台をなす憲法が規定する「言論の自由」、「表現の自由」という視点が欠落しています。異なる考え方や批判を認めないことを前提とした条例を制定することに問題があります。また、町民の意思表示は表現の自由でもあります。条例で協力することを課すことは町民の批判を封じ、「思想・信条の自由」に基づく言動の自由を制約し、基本的人権を侵害することにもなります。

3 「言論の自由」、「表現の自由」を土台にした人権と福祉のまちづくりこそ、地域社会において人々の無理解やわだかまりを解消し、一人一人の町民の人権保障を着実に向上させていくことができます。言うまでもなく社会問題に関わるか否かは、憲法が保障する「思想・信条の自由」の問題であり、一人一人の町民が自由に考え、判断する問題であります。関わらないことをもって誰からも批判され問題にされることはありません。社会問題への関わりを押しつけるが如きの動きがあってはなりません。

4 町行政は、町民一人ひとりが人権意識の向上を図る上で、町民の自主的な学習活動、ボランティア活動など住民の自主的な活動を支援する条件整備を積極的に充実させる施策の展開が大きな課題であるにもかかわらず、このことが事実上放棄され、よって人権の問題を町民一人一人の心の問題に転嫁させるものとなっています。

五 町民の基本的人権が保障される豊かな町行政こそが必要

第4条で「町は必要な人権施策を積極的に推進する」、第5条・第6条で「町が実施する人権に関する施策」、第8条で「町は人権教育を推進し、人権啓発の充実に努める」、第9条で「町は人権問題に関する相談及び支援体制の充実に努める」としていますが、すべての町民の基本的人権が尊重される町政とは、教育・啓発のみならず、健康的で文化的な生活が営め得る収入の保障される仕事の確保のための就労対策、不幸にして仕事ができなくなっても、憲法が保障する必要最低限度の生活を営んでいくことができるよう取り組む福祉行政、文字どおり健康的な生活ができるよう取り組む健康対策、豊かな自然を保ち、町民の健康を脅かすことのない社会をめざす環境行政、障がいがある人や高齢者も快適に生活し、社会参加ができるまちづくりをめざすまちづくり行政、また、心を豊かにし、潤いのある生活を送ることができるよう取り組む社会教育、生涯学習等々、町行政の総体でもって取り組んでいくことを中味とするものと考えます。

貧困と格差が深刻化するなか、コロナ禍の厳しい状況下、町民一人一人の意識の有り様を問題にするのではなく、すべての町民が人権の主体者であることを実感できるまちづくり、条件整備こそが今重視されなければならないと考えます。

六 多様な意見、異なった意見が反映できる「審議会」の設置を

第10条で「審議会」の設置を規定していますが、多様な意見、異なった意見が反映できる民主主義の原則が打ち出されていません。委員選出の基準の定めもありません。

とにかく「審議会」などは町当局の意向にそった人たちが委員に忖度して選出されることが多く、「人権尊重のまちづくりの推進」や「人権」という問題を「審議」するためには委員選出の原則を明確にしていくべきです。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、基本理念を定め、町の責務と町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権意識の高揚を図るために必要な事項を定めることにより、全ての人の人権が尊重されるまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条

- (1) 町民
- (2) 事業者

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持つており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという考えに基づいて行われなければならない。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくり（人権と福祉のまちづくり）に関し、基本理念を定め、町の責務と町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、日本国憲法が保障する全ての町民の基本的人権が尊重されるまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条

(基本理念) ※並びに原則

第3条 人権とは日本国憲法が保障する基本的人権のことであり、町民間の問題（差別問題）に矮小化・限定することなく、全ての町民の諸権利が守られ、保障される四万十町づくりが課題である。

また、町行政が町民の「人権（尊重の）意識の高揚に努める（を図る）」といはならない。憲法が保障する町民の「認識や意識」（内心）に踏み込むことがあつては、守り、町民の権利保障とその条件の整備、教育や福祉を充実させることには、格差が深刻化するなか、誰一人取り残すことなく、町民の命と暮らしを守る。

人権と福祉のまちづくりの条件整備を進める中で、町民一人一人の自由権、平等権、生存権や社会権などの諸権利の具体的内容を拡充・発展させていくことが町行政の課題である。

2 人権と福祉のまちづくりには、町の施策のあり方や人権問題について自由な意見の発言や行動が押さえられ、平等である。「人権」という名ののもとに、町民の発言や尊厳が守られ、平等である。町民の権利が平等に保障され、個人の内心の自由、言論の自由、表現の自由、交流が育まれ、地域社会における一部の人々の無理解やわだかまりを解消し、一人一人の町民の人権保障を着実に向上させていくことができる。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり人権尊重のまちづくり（人権と福祉のまちづくり）の条件整備に努め、必要な施策を積極的に推進するものとする。

(町民の権利)

第5条 全て町民は、社会的孤立や排除から援護され、地域社会の一員として、互いに認め合い支え合うとともに、自分らしく生きる権利を有する。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり町民及び事業者の人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、必要な人権施策を積極的に推進するものとする。

(町民の役割)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、互いの人権を尊重し自らの人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識して、学校、家庭、職場、地域その他あらゆる生活の場において、人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、町が実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動にかかわる者の人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、町が実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 町は、人権尊重のまちづくりを推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。
2 町長は、基本計画の策定にあたっては、あらかじめ第10条第1項に規定する四万十町人権尊重のまちづくり審議会の意見を聴かなければならない。
3 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(教育及び啓発の充実)

第8条 町は、町民及び事業者の人権尊重の意識高揚を図るため、関係機関と連携し、人権教育を推進するとともに、人権啓発の充実に努めるものとする。

(相談及び支援体制の充実)

第9条 町は、あらゆる人権問題に関する相談に的確に応じるとともに、必要な支援を行うため、相談及び支援体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第10条 町は、人権尊重のまちづくりの推進に関し必要な事項を審議するため、四万十町人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(町民の役割)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、人権尊重のまちづくり（人権と福祉のまちづくり）推進に関する町の施策に協力するとともに、家庭、地域、学校、職場その他あらゆる分野における人権侵害をなくするよう努めるものとする。
2 町民は、地域社会の一員として当事者意識を持ち、協力や対話等を通じて、人権尊重のまちづくり（人権と福祉のまちづくり）の推進に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うにあたり（人権と福祉の人権侵害の解消に努め、町と協力し人権尊重のまちづくり（人権と福祉のまちづくり）の推進に努めるものとする。

(施策の推進)

第8条 町は、人権尊重のまちづくり（人権と福祉のまちづくり）を推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。
2 町長は、基本計画の策定にあたっては、あらかじめ第11条第1項に規定する四万十町人権尊重のまちづくり（人権と福祉のまちづくり）審議会の意見を聴かなければならない。
3 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(教育及び啓発の充実)

第9条 町は、人権侵害を許さないため、関係機関と連携し必要な教育及び啓発活動を行うものとする。

(相談及び支援体制の充実)

第10条 町は、あらゆる人権問題に関する相談に的確に応じるとともに、必要な支援を行うため、相談及び支援体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第11条 町は、人権尊重のまちづくり（人権と福祉のまちづくり）の推進に関し必要な事項を審議するため、四万十町人権尊重のまちづくり（人権と福祉のまちづくり）審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2 審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。